

# 中国における農業労働力編成の展開

かわ 村 よし お  
川 村 嘉 夫

は し が き

- I 労働集約的農法と労働力編成
- II 農業労働力編成の展開と問題点
  - 1. 互助組の時期
  - 2. 合作社の時期
  - 3. 人民公社の時期
- III 労働力利用の拡大
  - 1. 労働日の増大
  - 2. 多角経営と労働力編成

は し が き

小論では、中国における農業労働力編成の過程をきわめて初歩的に概観することによって、大躍進、人民公社化政策の一つの要因を明らかにしようとするものである。ここではじめに問題を想定しておいたことは、第1に、中国のように農業部門に対して大量の技術装備を供給することが困難な状況のもとでは、労働力の合理的な編成によって生産諸力を最大限に引き上げることが要請され、こうしたことの帰結として人民公社の組織形態が生ぜざるをえなかったであろうこと、第2に、こうした労働力編成の過程は、中国での精耕細作といわれる労働集約的農法をいっそう発展させる過程でもあり、したがって、労働力編成の形態もこうした農法体系に照応したものにならざるをえないであろう、ということである。

## I 労働集約的農法と労働力編成

人民共和国内成立後の中国の農業生産力の上昇

は、工業部門からの技術装備の導入によってではなく、土地改革、農業集団化を通じて労働力を合理的に編成し、農村における潜在的な生産諸力を掘りおこすことによってもたらされたといえよう。こうした労働力編成の過程はIIにおいてやや詳細に述べるが、これは同時に、中国の在来からの労働集約的農法を、合理的な労働力編成によって、いっそう発展させ、濃密化する過程でもあった。したがって、まず、農業労働力編成の基礎条件をなしている中国の労働集約的農法について若干ふれる必要がある。

中国農業の発展政策を全面的かつ具体的に提示しているものは「全国農業発展要綱」である(註1)。これには、狭義の農業のほか林業、牧畜業、漁業、副業等の多角経営を全面的に発展させるとともにつぎのような12項目にわたる農業増産の措置をとることが提唱されている。それは、(1)水利の興修、(2)肥料の増投、(3)農具改良と新式農具の普及、(4)優良品種の普及、(5)多毛作面積の拡大、(6)多収量作物の栽培、(7)耕作方法の改善、(8)土地改良、(9)土壤保全、(10)役畜の保護・繁殖、(11)病虫害防除、(12)荒地開墾、である。また、毛沢東が1958年に農業技術改革の綱領として体系化した「農業の八字憲法」では、発展要綱における増産政策の方向がいっそう明確になっている。それは、土(深耕と土地改良)、肥(合理的施肥)、水(水利)、種(品種改良)、密(合理的密植)、保(病虫害防除)、管(耕地の周到な管理)、工(農具改良)の8字で現わされる事項で

ある。

こうした発展要綱の増産措置および八字憲法をみると、全体として労働手段よりも労働対象（耕地、灌漑水、肥料、種子）の改革に重点がおかれており、また、水利建設、土地改良、土壌保全といった基本建設あるいは深耕、密植、堆肥増投、病虫害防除、周到な管理など大量の農業労働力の投入を要請するものであることが知られよう。すなわち、労働力の多投によって単位面積当たりの収量を引き上げ、土地生産性の向上を追求する労働集約的農法が骨幹をなしているといえる。

沢田収二郎氏によれば、労働力が他の生産要素に対して相対的に豊富低廉である場合、労働集約的技術が発達するとして、つぎのような具体的な形態をあげている<sup>(註2)</sup>。

(1) 育苗・移植・除草・耕耘・灌排水管理・病虫害防除といった労働集約的な肥培管理技術。

(2) 養蚕・畜産・加工部門など各種の経営部門の組み入れ。

(3) 労働粗放化の可能性の大きい部門で労働節約し、労働集約化の可能性の高い部門にそれを振りむけ、全体として労働投下をより有利にする経営技術。

(4) 経営内部における労働蓄積によって迂回生産を行ない、生産性を高める過程。

これは、資本主義農業なかんずく戦前の日本農業において労働力が豊富低廉であった事態にもとづく特徴づけであるが、中国の社会主義農業においても、工業・技術水準が相対的に低く、労働力は他の生産諸力に比して豊富なのであって、以上のような労働集約的技術への性向は基本的にさげることができないであろう。趙天福によれば<sup>(註3)</sup>、「中国では現在、生産手段、とくに現金で購入する生産手段への需要が、なお資金蓄積と工業の発

展水準の制約を受けていて、相対的に需要をみたくすることができないでいる。これに対して農村の労働力資源はひじょうに豊富である。したがって、追加投資の方法を選択するにあたっては、生産手段の支出を相対的に減少させ、相対的に豊富な生きた労働をもって一部の相対的に不足している物化した労働に代替するよう、いっそう注意すべきである」と述べている。そして、一定面積の土地に対する多くの追加投資（労働力投下）によって、たとえ労働生産性の向上がもたらされなくても、単位面積当たり収量が引き上げられれば、農業生産の水準が低い中国においては、大きな国民経済的意義を有するとしている。

ここで、前述の発展要綱ならびに八字憲法における増産政策を、労働集約的技術の具体的な形態にそくして見てみよう。

(1)は労働集約的農法の骨幹をなすものであり、中国の増産措置として強調する深耕、密植、堆肥増投、病虫害防除、多毛作面積の拡大等は、いずれもこれに該当しよう。そしてこれは精耕細作（入念な耕作）といわれる中国の伝統農法をいっそう発展させるものであって、労働力の多投を必要とすることはいうまでもない。

(2)は中国でいう多角経営の増進に該当しよう。中国では、農業のほか牧畜業、林業、漁業、副業の五業を「広義の農業」とし、糧・綿・油・麻・糸（養蚕）・茶・糖・菜・烟（タバコ）・果・菓・雑（雑穀）の12項を「狭義の農業」としているが、これらをその土地の具体的な状況に応じて全面的に発展させようとしている。こうした各種部門の合理的な生産は、相互依存、相互促進の関係にあり、多角経営によって土地の合理的利用が可能となり、年間の労働時間を調整して労働力の利用率を高めることが可能となろう。

(3)には、新式農具や品種改良等の技術改良のほか、農業支援政策による工業部門からの技術装備、とくに現在では灌排水機械、輸送機械、脱穀機、農副産物加工機等の導入もふくめられよう。これによって節約された労働力を他の労働集約を必要とする部門、あるいは多角経営に振りむけることが可能となる。

(4)には、水利、土地改良、土壤保全等の基本建設、植樹造林運動があげられる。これは長期的な展望において生産力上昇の結実を期待しうるものである。

以上のことから、労働集約的農業技術の発展は、合理的な労働力編成のいかにかかっていることが明らかとなるであろう。多角経営の増進は、広範囲での資金蓄積や労働力の配分を必要とするものであるし、基本建設とくに中国農業の発展に決定的意義を有する水利建設については、大規模な労働力動員と統一的な計画管理がなくてはならない。土地改革から人民公社までの農業集団化の過程は、合理的な労働力編成を通じて労働集約的農法をいっそう濃密化し、農業生産力を増大させる過程であった。したがって、また労働力編成ないし労働組織の形態も、労働集約的農法に即応したものにならざるをえない。現在の人民公社において、以前の初級合作社の規模に相当する生産隊(20~30戸、耕地20ヘクタール余)が独立採算の基本単位とされ、また、生産組織の基本単位とされているのは、なお手労働を主として上述の精耕細作を行なう農作業の実態に照応したものであると考えられる。つぎに、こうした労働力編成の過程を概観しよう。

(注1) 「1956年から1967年にいたる全国農業発展要綱」(『中華人民共和國第二期全國人民代表大會第二次會議文獻集』、外文出版社、1960年)。1956年1月に

草案、1957年10月に修正草案をそれぞれ公布、1960年4月に正式採択。

(注2) 沢田収二郎「農業技術の経済的性格」(農政調査委員会編『体系農業百科事典』、V、1967年)。

(注3) 趙天福「論我国農業的集約経営問題」(『紅旗』、1964年2-3号)。

## II 農業労働力編成の展開と問題点

### 1. 互助組の時期

〔小農民経営の限界〕 1947年10月の「土地法大綱」、1950年6月の「土地改革法」にもとづいて、中国では1952年末にはほぼ全国的規模で土地改革が達成された。ここで注目されることは、中国の土地改革による土地・その他生産手段の勤労農民に対する分配に際して、個人を基礎とし、老若男女(赤子もふくめ)をわけずに、人口に応じて平等に分配するという原則をとりながらも、この所有を法律的に保証する土地証は家を単位として発行したことである(注1)。これは、旧中国農村における農業生産が、家長を中心とし、家族構成員全体の協力による、いわば家族労作経営によって行なわれていたという実態に即したものであろう。土地改革によって広範に創出された小農民経営も、小面積の土地とわずかな生産手段の私有を基礎として、これを家族規模の小経営単位の中で直接に結合し、一般に家長が主要な勤労者となり、家族全員をひきいて生産を行ない、家族内では年齢・性別に応じて分業を実行するものであった。

こうした小農民経営による生産は、農民と土地・その他の生産手段とが直接に結合したことで農民の積極性が向上したこと、収量の5割以上という高額地代が消滅して労働力再生産費が保証され、新投資の可能性も開けてきたこと、等のために増大した。1949~52年の農業生産の回復・増大はそれを示している。しかし、土地改革による分配土

第1表 土地改革後の農村の各階層の状況

	1戸当たり平均人口数(人)	1戸当たり平均労働力(人)	1戸当たり平均耕地面積(華畝)	1人当たり平均耕地面積(華畝)
社員農家*	5.1	2.6	16.17	3.17
貧・雇農	4.2	2.0	11.24	2.68
中富農	5.0	2.5	17.72	3.54
旧地主	6.2	3.0	31.16	5.03
平均	4.8	2.4	15.80	3.29

(注) 1954年の25省1万6000余農家に関する抽出調査。

\*は互助組加入農家であろう。

(出所) 「1954年農家収支調査簡要資料」(『統計工作』, 1957年10号)。

第2表 農民の生産手段の所有状況——土地改革後(1戸当たり)

	耕地(華畝)	役畜(頭)	犁(台)	水車(台)
貧・雇農	12.46	0.47	0.41	0.07
中富農	19.01	0.91	0.74	0.13
旧地主	25.09	1.15	0.87	0.22
その他	12.16	0.23	0.23	0.04
平均	7.05	—	—	—
平均	15.25	0.67	0.54	0.10

(出所) 蘇星「土地改革以後, 我国農村社会主義和資本主義兩条道路的闘争」(『經濟研究』, 1965年7号)。

地面積は, 地域によって相違するが, 平均して1人当たり3華畝, 1戸当たりにしてもわずか15華畝(1ヘクタール)であったし, 所有する生産手段も第2表にみるとおりきわめて貧弱であった。このような分散した, 零細な生産規模では拡大再生産を継続することは困難であると思われる。

さらに問題であったのは, 前述のように土地分配が消費人口基準によって行なわれたために, 経営単位である各農家内において土地・生産手段と労働人口との間に著しい不均衡が生じる事態も起きたことである。労働力の多い農家は土地・生産手段が相対的に少なくなって, 労働力は過剰となり, 労働力の少ない農家では土地・生産手段が相対的に多くなって, 労働力が不足する。このよう

にして労働力の浪費現象が生じる。こうした状況を十分に反映している資料は少ないが, 次の事例からその一端はうかがわれよう。

これは, 湖南省平江県三陽郷三宝農業生産合作社(初級社)の加入農家について, 1956年の前半に, 合作社加入の前・後の労働状況を調査したものである。抽出した10戸は生産条件によって, (1)土地が比較的多く, 労働力も強い農家(2戸), (2)土地は比較的多いが, 労働力が不足している農家(3戸), (3)土地は少ないが, 労働力は強い農家(4戸), (4)土地も少なく, 労働力も弱い農家(1戸)の四つの類型に区分されているが, それぞれの代表的な農家の労働状況をみると第3表のとおりである(注2)。

第3表 小経営の生産条件と労働状況

類型別	生産条件		1労働力当たり年間労働日数(日)			
	家族数	耕地(華畝)	労働力	合計	農業生産	副業家事生産労働
(1)卓鏡方	5	15	2 (補助労働力1)	227	—	—
(2)余項雨	3	10	1	320	—	—
(3)卓幼凡	3	2.6	1	237	50	132
(4)鄭德順	7	5	半労働力1	140	25	35

(出所) 古島和雄「農業協同化過程における生産編成の展開」より引用(原資料は「十戸農民入社前後労働時間的变化」, 『新華半月刊』, 1956年18号)。

第3表の(1)では, 土地と労働力が割合つりあっているが, (2)では労働力が不足して, 農繁期には互助組からの援助をうけている。(3)では労働力が過剰となって, 副業に就業の機会を見いだしている。(4)では農作業が不十分にしか行なわれていない。このように小農民経営では, 労働力, 土地・その他の生産手段は, いずれも合理的に使用されず, 拡大再生産の実現を困難にするであろう。しかも, 第1表にみるとおり, 富農ないし富裕中農の生産条件は有利であって, 農村の階層分化, 資本主義発展の傾向が強まるならば問題である。

〔互助組の結成〕 互助組は, 前述のような土地

改革後の小農民経営の実態に応じて、労働力と土地・その他の生産手段とを有効に結合させるためにつくられた初歩的な形態であるといえよう。こうした互助組織は、すでに第2次国内革命戦争期以降、各地の革命・抗日根拠地において、労働力交換という旧来の農村慣行を発展させた形において存在していた（労働互助社、耕作隊、あるいは変工隊、札工隊等）。互助組は、この互助組織を土地改革から合作化化へ向かう展望において、第1段階の初歩的な形態として位置づけたものである。

互助組の特徴は、加入農家は従来どおり土地とその他の生産手段とを私有し、それぞれ独立して経営にあっているのであるが、これを基礎として集团的に労働し、一部の役畜や農具を共同で使用することである。すなわち、農繁期等の主要な農作業において、労働力交換の形式で労働力を集中し、共同作業による単純協業を組織することがおもな内容となっている。こうした互助組織は、第4表にみるように、1952年には加入農家数が総農家数の39.9%、54年は同じく58.4%と急速に増大している。そして、以上の簡単な集団労働によっても、その労働生産性は、一般に小農民経営のそれより10~30%高かったといわれる。

第4表 農業合作化の推移  
(加入農家数の%)

年(月)別	互助組	初級合作社	高級合作社	計
1950年	10.7	—	—	10.7
1951年	19.2	—	—	19.2
1952年	39.9	0.1	—	40.0
1953年	39.3	0.2	—	39.5
1954年	58.4	2.0	—	60.3
1955年6月	50.7	14.2	—	64.9
1955年12月	—	63.3	4.0	—
1956年1月	—	49.6	30.7	80.3
1956年6月	—	28.7	63.2	91.9
1956年12月	—	8.5	87.8	96.3
1957年	—	1.3	96.2	97.5

(出所) 『偉大的十年』(1959年)。史敬棠他『中国農業合作化運動史料』(下冊, 三聯書店, 1959年)。

互助組には、(1)季節的・臨時的互助組と、(2)恒常的互助組とがある。前者は第5表のように規模も小さく(5~6戸)、集団労働も春耕、中耕、收穫等の農繁期における主要な農作業に限定されている。したがって、農繁期以外は組織を解体しており、また、再結合する際の相互の構成員も、必ずしも同一であるとはかぎらない。計画性もきわめて低い。後者は規模もやや大きく(7~10戸)、集団労働も年間を通じて行なわれる。ここでは、簡単なながらも生産計画にもとづいて労働力が配分され、また、労働力交換の評定にあたって等価交換の原則を貫く制度が導入されてくる。そしてより段階が進むと、共同で副業や小規模な土地改良、開墾等を行ない、共同積立金を蓄積して共有の生産手段を購入するまでになり、分業体制も確立してくる。以上の過程で互助組の規模はより拡大され、また、互助組の連合組織——「互助联組」の結成によってより広範囲に労働力を編成するようになる。このような互助組の拡大・発展は、つぎの段階の集団経営にもとづく合作社への移行を、きわめて容易にしたのである。

最後に、互助組の労働力編成に際して重要なことは、労働力に対する適正な評定(按劳定分)、等

第5表 互助・合作組織の規模拡大状況  
(単位: 戸数)

年別	互助組			合作社		
	季節組	常年組	平均	初級社	高級社	平均
1950	—	—	4.2	10.4	32.0	11.5
1951	—	—	4.5	12.3	30.0	12.4
1952	5.4	6.5	5.7	15.7	184.0	16.2
1953	5.7	7.3	6.1	18.1	137.3	18.2
1954	6.2	8.1	6.9	20.0	58.6	20.1
1955	6.9	10.4	8.4	26.7	75.8	26.7
1956	—	—	—	51.1	246.6	112.4
1957	—	—	—	—	192.0	192.0

(注) 1組, 1社当たりの平均農家数。

(出所) 史敬棠他『中国農業合作化運動史料』(下冊)。

価交換の原則にもとづく労働制度の確立である。もし集団労働が労働力の強弱や技術の高低、農作業の質を問題としない手間替である場合は、不等価交換をさけることはできない。この際、集団労働は農繁期の主要な農作業等、不可欠な部分のみに限定され、年間を通ずる農作業にまでは拡大しがたい。しかも集団労働への参加者も、しばしば1人前の労働力のみにかぎられて、老・若・女子は参加できないのが通例である。しかし、労働力に対する評定が精密になり、等価交換の原則が実現してくると、集団労働は年間を通ずる継続的なものになり、その編成の範囲も農村の全労働力へ拡大することが可能になる<sup>(注3)</sup>。

## 2. 合作社の時期

〔互助組から合作社へ〕 互助組では、なお生産手段を私有して経営は家を単位にしており、労働だけ集団で行なうにとどまっているから、当然に個人経営と集団労働との間の矛盾はさけられない。この状況では、労働力と土地・その他の生産手段との合理的な結合は限定されたものになり、広範囲な労働力編成も制約されるであろう。こうした矛盾を解決するには、経営を統一して、集団経営・集団労働の合作社を組織することが必至になる。しかもこの時期、1953、54年は、第1次5カ年計画にもとづく工業部門の成長が著しいにもかかわらず、農業生産はわずか前年比それぞれ3%増にとどまり、工業発展に対する大きな制約要因になっていた。こうして1955年7月に、毛沢東の「農業協同化の問題について」の報告が行なわれた時点から、農村の合作社化は急激に発展した。第4表にみるように、55年後半に初級合作社の組織化が急速に進み、さらに翌56年の1年間には、個人経営あるいは互助組からただちに高級合作社へ、また、初級合作社から高級合作社への移行が

全面的に行なわれて、農業集団化が達成された。

合作社は、相かわらず土地や役畜・農具の私有権が認められている初級合作社と、生産手段がすべて集団所有になっている高級合作社とに分けられる。初級社では分配制度において土地出資に対する報酬が行なわれ、また、組織規模も第6表にみるとおり約20戸程度で、あまり大きくない。こうした状況では、多く土地出資したものが他の組合員の労働の一部を占取して全体の労働意欲に影響することになるし、土地・その他の生産手段が私有されては、その合理的利用、水利・土地改良等の基本建設、土地の整理も行なわれにくい。これは集団経営・集団労働と、土地・その他の生産手段の私有制との矛盾から生じるのであって、いずれ全面的に生産手段を集団所有に帰して高級合作社へ移行することは必然であったが、これが1956年の1年間に達成されたことは注目すべきことである。

第6表 初級合作社の組織規模

(1社当たり平均)

年 別	戸 数 (戸)	集団経営の 耕地面積 (華畝)	参加労働力 (個)	役 畜 (頭)
1952	10.0	235	25.4	—
1953	16.0	245	28.5	—
1954	17.0	243	34.1	5.2
1955	27.6	389	55.5	8.2

(注) 1955年7月における唐山専区1万4835社の全面調査。

(出所) 「唐山専区農業合作化運動発展正常」(『統計工作通訊』, 1956年1号)。

〔生産合作社の労働組織〕 ここでは、主として高級合作社について述べるが、合作社では、経営の範囲、生産上の分業の必要、組合員の状況をもとにして、いくつかの耕地生産隊および副業生産隊(または班)を編成する。この固定された生産隊が、合作社の労働組織の基本単位である。そしてこの生産隊は、合作社が定めた統一的な生産計画

(注4)にもとづいて、それぞれきまった役畜・農具、ないし副業用器具を使用して、責任をもってきまった土地ないし副業を経営するのである(注5)。

この生産隊の編成に際しては、一般に労働力の大小、技術水準の高低、指導力の強弱や居住地の遠近などを配慮して決定されるが(注6)、山西省の場合では、平坦地で戸数30~40、労働力60~70、山間地で戸数20~30、労働力40~50程度の規模が適当であるとされた(注7)。同省の資料によって生産隊の労働組織の状況をやや詳細にみると、以下のとおりである。

(1) 労働力——生産隊の構成にあたっては、労働力の強弱、技術の高低、幹部の多少によって配分し、住居の遠近、人間関係の良悪を配慮するとともに、男女、青年・壮年・老年を組みあわせる。耕作は農作業の内容によって5~7人の臨時作業班を編成して行なう。植林、水路づくり等の基本建設は、臨時の青年作業班が行ない、規模が大きいときは合作社管理委員会が臨時の青年突撃隊を組織する。

(2) 耕地——地形、土質、耕作習慣によっていくつかの耕作区に分け、各生産隊の労働力に応じて割りあてる。

(3) 役畜——生産隊の耕地面積、地質、農作物の種類によって配分し、固定して恒常的に使用させる。

(4) 農具——生産隊の耕地面積、山地か平地か、役畜と農作物の種別によって配分する。車、馬具、犁、耙(まぐわ)は役畜にしたがい、専門の者が使用・管理する。日常的に使用されない大農具——播種機、収穫機、動力水車は管理委員会が統一的に配置・使用し、専門の者に固定して、責任をもって使用・管理させる。

以上のほか、林業、牧畜業、副業については、

経営が大きく、長期・固定的なものは専業の生産隊を組織し(たとえば、造林適地の林業、集団家畜飼養、大型副業など)、また、臨時的なものは管理委員会が各生産隊から労働力を調達して臨時の生産隊を組織する(たとえば季節的な植林運動や運輸作業など)。

つぎに、こうした労働組織とあわせて、経営管理の問題、労働報酬の問題、基準作業量(ノルマ)の設定、労働日計算等の問題を取りあげなければならない。これは、労働力の配分計画、生産計画を確定し、生産の請負責任制を実行するうえで不可欠のものであるが、ここでは主題の関係から省略して、つぎの機会にゆずりたい(注8)。

前述したように、合作社では、管理委員会——生産隊——作業班という生産体制によって、労働力を計画的に編成しているとともに、経営を多角化して労働力投入の機会を拡大している。鄧子恢の報告をかりれば「高級農業生産合作社は、規模もわりあい大きく、おもな生産手段も集団的所有に属していたので、計画的に、統一的に土地を経営し、土地柄におうじて作物をつくることができ、労働力を合理的に組織し、能力におうじて活用し、また、分担、分業を実行し、多角経営もおこなうことができた。……労働の範囲も大々的に拡大され、労働面の潜在力も十分にほりおこされ、労働力の利用率が高められ、1人前の労働力、半人前の労働力をもつものの出勤率がよくなったばかりでなく、補助的な労働力(注9)も活用できるようになった」(注10)のである。こうして出勤率は、高級社化前よりも、男子労働力は一般に20~30%、女子労働力は30~100%、多いところで5倍以上増大したといわれる(注11)。個別事例であるが、「幸福之路」合作社というところでは、前年と比較して55年には労働日が1人平均194日となって17%

増大、役畜の利用率は1頭平均282日で30～46日増大、農具(大車)の利用率は120日から160日へ増大した(注12)。また、河北省河間県の概略的な調査によると、合作社化の進展にともなって、労働日数は第7表のように増大しており、高級社では「紅星」合作社1社の例ではあるが、男270日、女230日にも達している。

第7表 合作社化と年間労働日数の増加  
(単位:日)

	男子全労働力	女子全労働力
個人経営農民	110～120	30
初級合作社	170～180	70～80
高級合作社	270	230

(注) 河北省河間県, 1955年の調査。高級社では男子労働力の約10%は300～324日, 女子労働力の約10%も280～320日働いたという。

(出所) 崔濤「帮助每個農業生産合作社做好勞動規劃」(『新華半月刊』, 1956年7号)。

〔合作社の体制整備〕労働日数がふえ、出勤率が高まっても、労働能率の向上がともなわなければ生産力は発展しない。労働能率を向上させるためには、農業生産の分散性、地域性、季節性、手労働、自然条件からの大きな制約といった諸特徴に十分適応した生産管理制度や生産責任制を整備強化していく必要がある。

合作社化の当初には、合作社や生産隊の規模を大きくしすぎる傾向が現われた。数百、数千戸といった大型合作社もできたが、組織が複雑化し、管理機構が膨大となって権限が中央に集中した反面、労働組織の基本単位である生産隊の権限が軽視され、農民の労働に対する積極性が発揮されにくくなった。たとえば、安徽省蕪湖馬塘郷での1713戸の大型合作社では、結成時に66の生産隊を有していたため、中間に「作業区」を設けて管理にあたっていたが、指導力が分散し、区と生産隊の責任がはっきりせず、指導・管理が不十分であ

ったという(注13)。また、遼寧省鳳城県では、合作社の平均規模は700戸以上で、指導体制の欠陥や経済条件の異なる生産隊の分配問題等から、1956年の増産は著しいものでなかった(注14)。

このようにして、1956、57年には、各地で合作社の体制整備が大々的に進められた。「農業生産合作社の生産指導と組織建設の強化に関する指示」(1956年9月12日)では、合作社の規模は、生産に有利、団結に有利、現在の管理水準への照応、組合員の連絡に便利等を原則にして規定すべきであり、山区では100戸、丘陵区では200戸、平原区では300戸程度が適当であるとしている。また、労働管理の面では、農繁期と農閑期、および農業と副業、当面している生産と基本建設、あるいは各生産隊、生産班のそれぞれの間で労働力を適切に配分・均衡させることを強調するとともに、労働組織である生産隊や生産班についても、現在の生産技術条件、農地での作業上の必要にもとづいて調整し、一般に小型の隊(20～30戸, 30～40戸)、小型の班(7～8戸)が適当であると述べている(注15)。1957年7月14日に同時にだされた「農業合作社の生産管理工作を立派に行なうことに関する指示」および「農業生産合作社の整頓に関する指示」においても、現在の合作社の技術・管理水準がまだ高くないことから、大きな合作社や生産隊は一般に当面の生産条件に適しておらず、1956年9月の指示で定めた基準によって、運営がうまくいっていないものは、組合員の要求にもとづいて小さく分けるべきだとし、合作社の規模は一般に100戸以上の村を単位に、1村1社を実行すること、生産隊の規模も居住の接近している20戸前後が適当であるとしている(注16)。

鄧子恢は、この時期の合作社の体制整備によって解決した問題をいくつかあげているが、労働組



織に関連するものとしてつぎが重要であろう。

(1) 「統一経営，分級管理」制度の確立。権力が集中しすぎて、生産隊に具体的状況に応じて処理する権限が与えられていなかったため、しばしば農期を失したり、合作社と生産隊相互に紛糾が生じたりした。したがって、「統一的に経営し，級ごとに管理する」原則にもとづいて、合作社と生産隊双方の職責と権限を明確に分け、管理委員会は統一的に経営・分配・指導にあたる機構とし、生産隊は合作社の指導下に農業生産を管理する責任を負う基礎単位とした。

(2) 「級ごとに請負制をとる生産責任制」の確立。生産隊は、合作社から一定の土地と役畜と農具を支給されて耕作の責任を負うのであるが、当初は労働日数は働いただけ記帳し、穀物はできただけ合作社におさめ、経費は使っただけ社からもらうという方法をとったため、生産上の責任がはっきりせず、労働意欲を阻害した。このために「三包（仕事・収量・原価の三つを請負うこと）、賠償制（請負った収量を超過したものに奨励金を与え、それに達しなかったものには弁償させる）」を採用した。人民公社化後にもこの制度は存続している。生産隊とその下の作業班との間も請負制をとっており、作業班は、季節別、作業別に、生産隊から一定の土地の耕作を請負う関係になっている<sup>(注17)</sup>。

### 3. 人民公社の時期

〔人民公社形成と労働力編成〕 前述のような農業合作社化が達成されつつあった1956年1月に、「全国農業発展要綱」（草案）が公布された。これは合作化後の中国農業の全面的な、長期的な発展方向を提示したものであるが、この特徴は、まず農業生産を中心としながら林業、牧畜業、漁業、副業生産を増大させ、さらに農村の交通・運輸、郵便・電信、文化・教育、商業・金融、衛生、福利、居住条

件等を全面的に発展させること、そして当面の増産措置を水利・土地改良等の基本建設、新式農具・品種改良等の技術改良、密植・深耕・堆肥増投等の労働集約的農法にしていること、であった。

この特徴の最初に示されている農業の多角経営、農村の各部門にわたる広領域の全面発展の方向は、地方の行政機構を単位とする地域的な総合計画を必至とするであろう。そしてこうした方向は、当時行なわれた工業・商業・財政の管理権の下放、地方行政機構の権限強化によって、具体化される条件が醸成されていた。さらに、つぎの増産措置の骨格部分をなしている水利、土地改良、土壤保全といった農地基本建設は、その技術的性格からしても広範囲の労働力編成が必要であり、行政機構による強力な連絡・調整と計画化が要請される。このような意味で「発展要綱」では、単なる生産の単位である合作社の性格を越えて、行政機構と合体した大規模な人民公社へ発展する方向がすでに提示されていたといえよう。

以上のような発展要綱による農業の全面的発展、農業合作社組織の整備・強化が進められるとともに、1957年には都市での整風運動とあわせて農村において社会主義教育運動が展開された。この農民の思想的準備を基礎として、1957年秋から1958年にかけて、水利等の基本建設、植樹造林、堆肥・肥料づくり、農具改良、耕作方法の改良、さらには土法製鉄運動が大規模に進められていった。こうした運動、とくに水利等の基本建設は、必要な時に大量の労働力を統一的・合理的に調達して統一的な指揮のもとに、大兵团作戦のごとく、労働の大協業を行なうことが要請されよう<sup>(注18)</sup>。1958年の前半から、前述の大衆的な諸運動が進行するとともに、各地において高度の組織性と機動性を持ち、軍事組織の形式をとった「労働大軍」

が結成された。われわれは、この労働大軍の組織化が人民公社の形成過程と重なっており、公社成立の大きな要因になっているのを見ることができ(註19)。

この労働大軍は、人民公社の規模はもとより、県の境界をもこえて数千、数万の労働力を調達し、より広範な規模で大協業を展開していった(註20)。とくに1958年半ば以降には、地方工場の建設、土法製鉄運動、公社工業建設との関連において、工業部門と農業部門間の大々的な労働力配分・調整にまで拡大した。たとえば「労働大軍条例」によれば、農村と都市(街道)の人民公社においては、16~30歳の男女を基幹民兵……基幹預備工(予備労働者)とし、31~55歳の男女を普通民兵……普通預備工として、一定の期間は工・鉱・交通部門で労働すべきこと、さらに工業、交通部門の労働者(すべての工場、企業、団体、学校、商店、機関、団体)においても、一定の期間農業生産に従事すべきことが定められている(註21)。

〔農業労働力の緊張と調整、生産隊の強化〕こうした労働大軍は、水利等の基本建設、多角経営、労働集約的農法、工業その他部門への労働力移動といった事態からくる農業労働力の不足・緊張を解決するうえで大きな役割を果たした。しかし、欠陥も生じた。その第1は、農業部門に対する労働力配分が弱まったことである。先にみた農業発展要綱の増産措置や農業の八字憲法によって、いっそうの労働集約化を追求すべきであるのに、水利建設や土法製鉄へ大量の農業労働力が抽出され、粗放化をさけることができなかった。たとえば、甘肅省武山県の起英人民公社では、製鉄運動や灌漑工事のために大量に労働力を投入して、農業労働に参加しているものは総労働力の40%であったし(註22)、また、河南省汝南県の光明人民公社では

総労働力の30%近くを工業その他の面へ振りむけており、一般には工業面への投入労働力は全体の20%前後を占めていたといわれる(註23)。とくに土法製鉄運動は、農民が自力更生によって農業の技術改革を進めるうえでもった意義は計りしれないものがあつたが、それに対する大量の農業労働力投入はしばしば農作業との競合となって現われ、粗放化をさけることができなかった。第2は、公社と生産大隊がつねに労働力について直接に配置をしたため、農業生産の基本単位である生産(小)隊の実状が無視され、主動性が発揮されにくくなったことである。これについては、社会主義労働の協力はつよめるべきであるが、責任制の強化を基礎として行なうべきであり、生産隊のものとの計画・配置を乱してはならないとされた(註24)。

このようにして、農業労働力編成に際しての農業部門への重視、また、末端の生産単位である生産隊の権限の強化が進められた。1959年1月20日の『人民日報』社説によれば、現在は副業生産、堆肥・造肥、農地管理に対する労働力強化が必要であるとして、(1)水利建設は全般的にやりすぎではいけないこと、(2)深耕は、1958年は7億華畝にわたって行なわれたが、過度にしてはならないこと、(3)製鉄運動は、地方によって資源と燃料の条件が良くなく、コスト高となっており、停止して労働力を他に振りむけること、を主張している(註25)。こうした農業生産に対する労働力配分の重視や生産隊の整備・強化政策は、1959年から始まった自然災害によっていっそう促進されたと思われる。

この時期の労働部部長であった馬文瑞は、農業生産の第一線を強化すべきであるとしてつぎのように述べている。少し長くなるが引用しよう。「現在の中国の農業戦線の状況は、つぎのとおりである。一方では、農村人民公社の建設と強化が農業

発展のために限りなく広い前途を切り開いて、農業の“八字憲法”の実行、農地水利の基本建設、林業・牧畜業・副業・漁業・公社工業・商業および農村運輸等の事業の発展は、いずれも労働量を大々的に増加させているほか、生活サービス・文教衛生等の事業の進展も一定の労働を必要としていること、しかし、他方では、中国農業の機械化は始まったばかりで、農業生産はなお基本的に手労働に依存していること、である。手労働に依存して農業生産や農村の他の各種事業の発展のために増大した大量の労働量を充足させようとするれば、当然に労働力不足の状況とならざるをえない。とくに深刻な自然災害を受けて、いっそう多くの人力で抗災闘争を進めなければならず、労働力緊張の状況はいっそうきわだってきた」(註26)。そして、農業機械化による労働生産性の向上がただちに期待しえない状況では、農業生産の第一線における労働力を、つぎの3点のように強化すべきであると主張していた。

(1) 農村中の1人前の労働力および半労働力を農村総人口の3分の1ないし40%に達するよう保証すること。このためには、都市が農村から労働力を調達することを制限し、必要ならば都市から農村へ労働力を動員する。

(2) 農村の95%前後の1人前の労働力および半労働力を生産(小)隊の支配下に固定すること。生産(小)隊が労働力支配の必要な権限をもつことは、その労働の主動性、積極性を発揮させ、また、生産計画を達成する不可欠の条件である。

(3) 農繁期には農村の80%以上の1人前の労働力および半労働力を農業生産の第一線にあてること。これは農村における農業と非農業の労働力を正しく分配する重要な指標であり、農業の好収穫をもちとる重要な条件でもある。

また、人民公社における農業以外の経営部門についても農業と緊密に結合して行なわれるべきであるとして、たとえば、公社級の企業に必要な労働力は、まず都市の非農業労働力を使用して、一般に生産大隊の総労働力の2%を越えないこと、大隊級の企業や事業の労働力は、一般に生産隊の総労働力の5%を越えないこと、そして残余の90%以上の労働力は生産隊に固定して使用すべきこと、が主張されている(註27)。こうした人民公社内部での労働力配分の調整のほかに、軍隊、機関の幹部、学生、労働者、市民等も農村の植付けや収穫、災害防止を大々的に支援した。

以上のような農業労働力編成の調整過程は、人民公社の体制整備——生産隊の権限強化の過程と一致している。ここでは公社の整備過程について詳しくふれられないが、基本採算単位の生産大隊から生産隊への下降(1961年末ごろ)を単なる後退とみるわけにはいかない。公社の体制整備は、高級合作社がわずか1~2年間で行なった不十分な体制整備を継承・強化するものであった。生産隊の三包一奨制(生産量・労働量・生産費の請負いと請負額の超過に対する奨励)や四固定制(労働力・土地・役畜・農具を生産隊に固定・使用する)、さらに、大包干制(年間収益のうち一部を公積金・公益金・管理費として大隊に上納するほか、残り全部を生産隊が自主的に支配する)等は、いずれも合作社の生産隊における生産制度を継承・発展させたものであり、基本採算単位の生産隊への下降は、こうした体制整備の帰結としてとられたものであって、主として手労働に依存している農業生産の実態に即応したものであろう。また、人民公社は単に労働力編成の面からいっても、必要に応じて、いくつかの生産隊や生産大隊の共同、あるいは公社全体、さらにはいくつかの公社の共同によって水利・土地改良等

の基本建設、植樹造林、災害防止などが実施でき、随時に労働大軍を編成しうる点を見のがすことはできないのである(注28)。

(注1) 「土地証は家を単位として記入・発給するが、これは現在の農村経済状態に合致している」(「土地・家屋不動産所有証の発給に関する指示」, 1950年11月25日。『中国の土地改革関係法令集』, アジア経済研究所内資料, No. 43-33)。「耕作者を(単位として)発行すると、かならず家庭の団結と生産方法に影響する」(「河南省の土地証発行に関する指示」, 1950年4月29日。中村治兵衛「土地改革における家の問題」, 『変革期中国の研究』, 岩波書店, 昭和30年より引用)。

(注2) 「十戸農民入社前後労働時間的变化」(『新華半月刊』, 1956年18号)。

(注3) 古島和雄「農業協同化過程における生産編成の展開」(亜細亜農業技術交流協会『中国の土地改革以後農業集団化実現に至る過渡期に生じた諸問題とその対策にかんする研究』, 1961年3月)。小論の構成・叙述にあたって、この論稿から多くの教えを受けた。

(注4) 合作社は3年以上の長期計画をつくるとともに、次のような内容の年度計画を作成する。(1)作付計画、収穫目標、計画達成を保障する技術措置、(2)林業・牧畜・水産その他副業の生産計画、(3)基本建設の計画、(4)労働力と畜力の使用計画。「高級農業生産合作社模範定款」, 第29条。

(注5) 「高級農業生産合作社模範定款」, 第30条, 第31条を参照。

(注6) 「農業生産合作社模範定款」, 第44条を参照。

(注7) 「關於農業社の労働組織、労働定額和労働報酬問題」(『中国農報』, 1956年21, 22号)。

(注8) 青木恵一郎「中国の農業労働制度」(『アジア経済』, 第1巻第4号, 1960年)を参照。

(注9) 労働力に関する定義はつぎのとおりである。

基本労働力——労働年令に達し、労働能力を有するもの。

(1) 全労働力: 男子18~50歳, 女子18~45歳のもの。

(2) 半労働力: 男子51~60歳, 女子46~55歳, 男女16~17歳のもの。

補助労働力——上の労働年令に達しないか、それを越えるもので、実際に労働に参加している少年・老人。

黄孟藩「対農村人民公社労働統計の意見」(『計画与統計』, 1959年11号)を参照。

(注10) 鄧子恢「中国農業の社会主義改造」(『輝かしい十年』, 外文出版社, 1960年)。

(注11) 鄧子恢。

(注12) 韓恩「転成高級社の第一年」(『新華半月刊』, 1956年4号)。

(注13) 社論「發揮農民的労働潜力」(『人民日報』, 1956年3月12日。『新華半月刊』, 1956年7号)。

(注14) 張琦「關於農業生産合作社經營管理方面的幾個問題」(『中華人民共和國農業生産合作社法参考資料彙編』, 下冊, 法律出版社, 1957年)。

(注15) 「中共中央、国务院關於加強農業生産合作社の生産領導和組織建設の指示」(『中華人民共和國農業生産合作社法参考資料彙編』, 上冊, 1957年)。

(注16) 「中共中央關於做好農業合作社生産管理工作的指示」, 「中共中央關於整頓農業合作社的指示」(『新華半月刊』, 1957年19号)。

(注17) 鄧子恢。

(注18) 童大林「社会主義的農業産業軍」(『紅旗』, 1959年2号)。

(注19) 「工・農・商・学・兵の結合した労働大軍は、……社会主義建設の総路線を実現する最良の組織形態であり、共産主義へ移行する条件を創造する最良の組織形態である」。「山東省労働大軍条例(草案)」(『中国資料月報』, 137号, 昭和34年)。「中共山西省委關於建立工農商学兵相結合的労働大軍の組織条例(草案)」(『新華半月刊』, 1958年21号)。

(注20) 「労働組織の大革命」(『新華半月刊』, 1958年21号)。

(注21) (注19)と同じ。労働大軍の組織については、光岡文「労働力の配置と労働大軍制度」(『中国社会主义の研究』, 合同出版社, 1959年)を参照。

(注22) 社論「農村労働力急需全面安排」(『人民日報』, 1958年10月9日)。

(注23) 光岡文。

(注24) 馮治国「如何解決今年農業生産戦線上労働力不足問題」(『経済研究』, 1959年3号)。

(注25) 社論「必須合理安排労働力」(『人民日報』, 1959年1月20日)。

(注26) 馬文端「我国社会主義建設中の労働力問題」(『紅旗』, 1961年5号)。

(注27) 三力「合理使用農村労働力提高労働効率」(『經濟研究』, 1961年7号)。

(注28) 「農村人民公社工作条例(修正草案, 1962年9月)」の第11条には「公社管理委員会は、生産上の必要性と労働力、物資、資金の可能性にもとづき、その年の生産と社員収入の増加を妨げないことを条件として、……公社全体、もしくはいくつかの生産大隊、あるいは生産隊が共同して水利建設や植樹造林、水面上壤改良などの基本建設を実施し、また、いくつかの公社が共同して水利建設やその他の基本建設を実施することができる」とある(アジア政経学会編『中国政治經濟總覽』, 昭和43年度版)。

### III 労働力利用の拡大

#### 1. 労働日の増大

IIにおいて土地改革から人民公社までの農業労働力編成の過程をみたのであるが、この編成の過程には二つの側面がふくまれている。

第1は、合理的な労働力編成によって労働力と生産手段とを有効に結合させ、生産性の向上をもたらし、労働力を節約する側面である。この結果は、もし生産の場が不変であれば、労働力の需要を縮小させ、余剰労働力を増大させることになる。実際に、1955年にある合作社では、合作化したために労働力が節約され、多数の婦人や半労働力も労働に参加して、余った労働力は働き口がみつけれなくなり、仕事のうばいあいや、老人や年少者や婦人の労働参加を排斥するといった現象もおきたのである(註1)。

第2は、合理的な労働力編成によって労働集約的農法をいっそう発展させるとともに、経営の多角化によって生産の場を拡大し、労働力需要を増大させることである。精耕細作の強化、水利等の基本建設、農・林・牧・漁・副業の多角化によって、従来相対的に労働力過剰であったのが、逆に

労働力が不足となり、1958、59年には、緊張状態解決のためにいっそうの合理的な労働力編成が強調されたことは前に見たとおりである。

いずれにしても、労働力編成の過程では、労働力の節約による余剰労働力の析出と、これの新たな生産の場への投入という二つの側面が相互に関連して進行したものとみられる。そしてこの過程は、現象的には年間の労働日の増大となって現われている。合作社の時期の資料しか示すことがで

第8表 合作社段階の労働日数(1955年)

(1) 1労働力当たり平均労働日 (単位:日)

区 分	男	女	男女平均
初級合作社	133	50	95
農業社	131	48	94
蔬菜社	206	117	162
高級合作社	173	66	128
農業社	161	53	114
蔬菜社	197	108	162
総平均	134	50	96

(注) 全国2万6935社(うち高級社202社)、男女労働力189万人余に関する調査。合作社の規模は平均して1社当たり農家数32戸(高級社116戸)、労働力69人(同236人)、耕地555華畝(同1747華畝)、役畜13.1頭(同33.6頭)であった。

(出所) 国家統計局農業統計司編『農業合作社和1955年農業生産合作社收益分配的統計資料』(統計出版社, 1957年)。

(2) 女子労働日の地域別比較

年間平均労働日	省・区数	女子労働力の労働日/総労働日(%)	省・区
75労働日以上	4	34.7	河南, 広東, 広西, 雲南
50~74労働日	8	31.7	青海, 甘肅, 江蘇, 安徽, 福建, 湖北, 四川, 貴州
25~49労働日	7	16.5	河北, 山西, 陝西, 山東, 浙江, 湖南, 江西
24労働日以下	5	11.0	内モン古, 遼寧, 吉林, 黒竜江, 新疆

(注) 全国24省・区の初級農業合作社についての調査。なお、全国の男女別労働日の比率は76.5%、23.5%。また、女子労働日の全国最少は吉林省の15労働日。最多は広西省の122労働日となっている。

(出所) (1)と同じ。

第9表 農業生産合作社の労働力利用状況(1957年)

区 分	総労働力に占める比率 (%)		1労働力当たり年間労働日		総労働日に占める比率 (%)	
	男	女	男	女	男	女
西北・内蒙古区	60.1	39.9	170	88	74.5	25.5
東 北 区	65.3	34.7	185	60	85.5	14.5
中 原 区	55.8	44.2	195	84	74.6	25.4
南 方 区	54.3	45.7	226	133	66.8	33.2
平 均	56.7	43.3	204	105	71.7	28.3

(注) 全国24省・区から228の典型農業合作社を選んで調査したもの(各省・区から7~22社を抽出)。1社当たり平均農家数は337戸、耕地は5646畝であった。

(出所) 「1957年228個農業生産合作社収益分配典型調査資料」(『新華半月刊』, 1958年18号)。

第10表 男女別労働日数の比較 (%)

労働日区分	男	女
50労働日以下	6.5	32.2
50~100労働日	11.9	29.7
101~150労働日	18.3	19.0
151~200労働日	24.0	10.9
201労働日以上	39.3	8.2
計	100.0	100.0

(出所) 第9表に同じ。

第11表 労働日の部門別配分——1957年 (%)

農・副業生産	90.0
農作物生産	86.4
果樹・茶・林業	2.0
動物飼養	4.6
副業	7.0
基本建設	5.8
社務行政管理	2.7
国家の義務労働	1.5
計	100.0

(注) 全国228社の年間総労働日(2452.5万)の配分状況を示す。

(出所) 第9表に同じ。

第12表 年間の労働力配分比率 (%)

隊 別	経済類型	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
五 四 隊	糧 茶 区	2.29	3.89	4.36	25.95	14.35	7.81	19.66	3.59	1.96	10.52	3.73	1.89
屏 峰 隊	糧 茶 区	3.12	1.80	4.19	27.64	21.51	4.73	18.43	5.11	0.89	9.15	2.07	1.36
深 增 口 隊	糧 漁 蚕 区	7.12	8.02	6.8	12.71	10.76	7.89	12.33	5.93	7.24	10.31	5.84	5.05

(注) 浙江省杭州市留人民公社の3生産(大)隊に関する1958年の調査。

(出所) 『新華半月刊』(1959年24号)。

きないが、第8表のように、1955年において平均労働日が男子134日、女子50日にとどまっていたのに、第9表にみるとおり、1957年には男子204日、女子105日に増大している。とくに女子労働力は、合作社化、人民公社化を通じて、家事労働が公共食堂や縫衣所、託児所などの設立によって社会化されたために著しく増大している。この労働日の増大は1958年の大躍進期にはいっそう進んだであろう。先の第7表でみたように、1955年、すでに300労働日に達していたところもあった。また、第8、9表からうかがわれるように、労働日数が農業社と蔬菜社の経営条件、あるいは地域(自然条件)によって相違していることも注目される。

## 2. 多角経営と労働力編成

農業労働力の年間の配分は、その季節的な性格から工業部門のようにはいかない。単作の場合、農繁期に多量の労働力を必要とするにもかかわらず、農閑期には遊休する。だが、多角経営によれば労働力配分が平均化することはよく知られている。中国において、農業のほか公社工業、林業、牧畜業、漁業あるいは副業を多角経営して労働力の利用率を高めていることはしばしばふれた。たしかに多角経営によれば、農閑期の労働力利用がはかられ、また、多様な農村の労働力——たとえば、1人前の労働力、半労働力、補助労働力、男女の別、強弱の別、技術の有無——それぞれの特性に応じた労働力の燃焼がはかられよう。第12表はそうした多角経営による労働力の合理的利用の一

端を示すものである。これは浙江省杭州市留下人民公社に関する1958年の調査であるが、山間区、半山間区、平原区と三つの経済類型の中から代表的な生産（大）隊を選んでみたものである。五四隊では、水稻を主、茶を従にしている、労働のピークは4～7月と10～11月にみられ、その他の月との差は著しい。屏峰隊でも、茶を主、水稻を従にしている、五四隊とほぼ同じく3～8月、10～11月が忙しい。ところが深増口隊では、水稻のほか養蚕、漁業、果樹など多角経営をやっているため、3～7月、10～11月初めは労働量は多くなっているが、年間を通じて平均している<sup>(注2)</sup>。

最後に、こうした多角経営のそれぞれについて労働力編成の状況を見るべきであろうが、規模も内容も多様であるので、工業と林業の事例のみ簡単に見ておきたい（いずれも公社内経営ではないが）。双方とも農閑期の遊休労働力を利用する「亦工亦農」、「亦林亦農」（工業も農業も、林業も農業も行なう）制をとっていることが特徴である。

〔地方国营製糖工場の例〕 広東省墩寨製糖工場では、10人の固定労働者を除いて、135人の契約労働者（季節労働者）は、いずれも近在の端芬人民公社から調達されている。これは、工場、生産隊、本人の三者からなる契約にもとづいて行なわれるが、冬季の農閑期に就業するのみで、他の季節は農作業に従事する。したがって、工場は農閑期のほかは操業を停止し（原料がなくなるから当然であるが）、農繁期には固定労働者も農業生産に参加する<sup>(注3)</sup>。

〔国营林場の例〕 公社内に造林適地を有する場合は專業隊が恒常的に管理し、農閑期に大衆的な突撃造林を行なうが、国营林場の場合も、やはり大量の林業労働者を固定できないので、公社から労働力を調達する亦林亦農制をとっている。河北

省の黄土梁国营林場では、国营林場と公社の生産隊との間でそれぞれ「五包」、「四保」の契約をとり結ぶ。つまり、生産隊は林場に対して整地、栽培、活着、撫育、保護の五つを請負い、逆に林場は生産隊に対して良種・壮苗の使用、期限どおりの賃金支給、現場での技術指導、林業副産物の請負単位帰属の四つを保証する。こうした公社生産隊との契約によって大部分の造林が行なわれており、固定労働者の造林は全体の10分の1未満にすぎなかったといわれる<sup>(注4)</sup>。

（注1）「ある協同組合の生産3カ年計画」（『中国の村づくり』、石崎書店、昭和32年）。

（注2）「一大二公便于發展多種經濟」（『新華半月刊』、1959年24号）。

（注3）「広東墩寨糖廠亦工亦農的合合同工制度」（『新華月報』、1964年12号）。

（注4）「黄土梁国营林場実行亦林亦農合同工労働制度的調査報告」（『新華月報』、1965年3号）。

（調査研究部）